

令和5年度経済産業省事後評価実施計画

1. 令和5年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。令和5年3月28日一部変更。）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、令和5年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第7条第2項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

令和5年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

事後評価は（ア）、（イ）及び（ウ）を対象とし、評価書を作成する。

（ア）経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる26施策

（イ）経済産業省の所掌に係る租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策のうち、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。平成25年8月5日一部改正。）に基づき評価の必要性の高いものとして、別紙1に掲げるもの

（ウ）経済産業省の所掌に係る規制の政策のうち、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正。）に基づき規制の見直し時期が到来するものとして、別紙2に掲げるもの

② 評価方法

評価対象となる施策を主管又は租税特別措置等及び規制を所管する局等の長は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。

事後評価を実施する租税特別措置等

1. 中小企業等の貸倒引当金の特例
2. 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
3. 移出に係る揮発油の特定用途免税、引取りに係る揮発油の特定用途免税、移出に係るみなし揮発油の特定用途免税、引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税

事後評価を実施する規制

1. 安全・安心なクレジットカードの利用環境の整備及びFinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境の整備（割賦販売法）
2. 前払式取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に係る規制（割賦販売法施行規則）
3. 割賦販売法の指定役務等への美容医療の追加（割賦販売法施行令）
4. 特定物質の追加指定（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令）